

住宅改修に係るQ & A

	No.	区分	質問	回答
1	1	手すりの取付け	手すりには、円柱型などの握手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となります。 高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。
2	2	手すりの取付け	以前設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新しい手すりを設置する場合は支給対象となるか。	単に老朽化が原因であれば、支給対象外となります。 ただし、被保険者の身体状況の変化により既存の手すりでは機能が十分でなくなった等、身体状態の変化による場合は対象となります。身体状況の変化、既存の手すりを変更しなくてはならない理由を理由書に記載してください。
3	3	手すりの取付け	本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの高さ等位置のみを調整・変更し再度設置する必要がある場合は、住宅改修の支給対象となるか。	既存の手すりが手すりとしての機能を果たしていない場合や、利用することが不可能である場合は対象となります。身体状況の変化、既存の手すりを変更しなくてはならない理由を理由書に記載してください。 この場合は手すりの材料は既存のものを使用し、対象となるのは工賃のみが支給対象です。
4	4	手すりの取付け	玄関にある下駄箱に手すりを設置したいが下駄箱や箆筒等の家具に手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	下駄箱や箆筒等の家具は「住宅」ではなく「家具」であり、安全面からも手すりに加重した際に倒れる危険性があるため支給対象と認められません。 ただし、壁に固定されており動かせない場合（住宅と一体となっている場合）は住宅の一部として支給対象と認めます。手すりを設置する際は理由書もしくは添付する写真に固定されていることを記載の上、安全面にも問題がないことを詳しく記載してください。
5	5	手すりの取付け	玄関から道路までの手すりの設置は支給対象となるか。	屋外の改修も、敷地内であれば支給対象となります。 しかし、道路からはみ出た部分は対象外とします。
6	6	手すりの取付け	階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる等の理由から一方が固定されていて、もう一方がはねあげ式になっている可動式の手すりを設置する場合は住宅改修の対象となるか。	動作または取付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となります。
7	7	手すりの取付け	手すりの取付けの下部補強の際、張り替えが必要になったクロスは費用は支給対象となるか。	下部補強した部分のみクロスに係る費用は対象となりますが、下部補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであれば、クロスは費用は支給対象外となります。
8	8	手すりの取付け	手すり取り付け時に使用した補強板の木口化粧材や、固定したねじ等を隠すための化粧用キャップ・シールは支給対象となるか。	介護保険の住宅改修は、あくまで利用者の日常生活動作を支援するためのものです。見栄えをよくすることを目的とする場合は、支給対象外となります。
9	9	手すりの取付け	手すり取り付け時に使用した支柱カバーは支給対象となるか。	アンカー固定式の支柱は対象となります。 埋め込み式支柱については、見栄えを整える目的として支柱カバーを使用する場合は対象外となります。
10	1	段差の解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、縁側や掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、縁側や掃き出し窓へのスロープ設置は対象となります。日常生活動作に必要な理由を理由書に記載してください。 スロープから先の道路までの通路の設置は、既に通路がある場合は「通路面の材料の変更」又は「段差の解消」として対象となりますが、元々通路が無い場合は、新設となるため対象外です。
11	2	段差の解消	同一建物内で居室から便所間に土間があり、移動の妨げとなっている場合、この土間に板を張って通路を確保する工事は床段差の解消として保険給付の対象となるか。	「段差の解消」として支給対象となります。
12	3	段差の解消	上がり框の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外です。式台を設置した場合は、金具等で固定されていることが分かる写真の提出が必要となります。 上がり框を2段にする工事は、床段差の解消として対象となります。
13	4	段差の解消	透かし階段に蹴り込み板を取付ける工事は、高齢者の階段での転倒防止には有効な手段であると考えられる。「段差の解消」にも「床又は通路面の材料の変更」にも該当しないと思われるが、支給対象となるか。	住宅改修の種目に該当しないため対象外となります。
14	5	段差の解消	ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修に該当しないと考えられるが、対象外としてよいか。また、階段昇降機は取付け工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよいか。	何れも対象外となります。
15	6	段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが、手動による場合はどうか。	手動であってもこれらの設置工事は対象外となります。 しかし、可動式、固定式、据置式のリフトについては、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。
16	7	段差の解消	玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際、スロープの幅は何cmが適当か。	移動手段が歩行の場合は80cmまで、車いす利用の場合は1mまでとします。 それを超える部分については費用を按分し、その必要性を理由書に記載してください。
17	8	段差の解消	玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際、もともとある床を解体する費用は対象としてよいか。	スロープの設置工事に付帯するものと考え、支給対象となります。

住宅改修に係るQ & A

No.	区分	質問	回答
18	9	段差の解消 付帯工事として、以下は支給対象となるか。 ①新しいスロープ設置のため既存のスロープ、周りのブロック、犬走り等を撤去する費用 ②それらを撤去した際に出たガラを処分するため、運搬車への積み込み及び運搬に係る費用、ガラの捨て場代にかかる費用 ③工事全般にかかる諸材の運搬や片付けの費用	既存のスロープが古くなったというだけでは、支給の対象とはなりません。 利用者の身体的変化が生じ、それに伴い既存のスロープでは対応できない場合に、既存のスロープを壊して、なおかつ新たにスロープを設置する必要があるのであれば、これらの費用も支給対象となります。
19	10	段差の解消 ユニットバスを購入し、設置することより段差の解消等を行う場合、保険給付の対象となるか。	①脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置。 (浴室の床部分の改修) ②浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置。 (浴室の床部分の改修) ③浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。(浴槽の改修) ①②③それぞれ介護保険の住宅改修の対象となります。 なお、ユニットバスの購入設置の目的が①のみの場合、②のみの場合、③のみの場合には、保険給付の対象となる工事費のみ支給します。 浴室の床部分の改修及び浴槽の改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、必ずしもユニットバス購入設置費全てが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的(段差解消や滑りの防止)以外のものは、工事費用から控除することになり、保険給付の対象とはなりません。
20	11	段差の解消 浴槽に入りやすいため、床を上げるのではなく、(床レベルはそのまま)浴槽を下げることも認めてよいか。	対象となります。
21	12	段差の解消 浴室よりも脱衣室の床の方が低い場合、脱衣室の床上げは対象としてよいか。	身体理由によって必要と認められた場合には段差解消になると考え、支給対象となります。
22	13	段差の解消 高齢者が自立して入浴または介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の支給対象としてよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考えます。
23	14	段差の解消 床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は支給対象となるか。	対象外となります。 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の「浴室内すのこ」(浴室内に置いて浴室の床の段差解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となるが、指定事業所で購入した場合に限ります。
24	15	段差の解消 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①～③の工事について、住宅改修の「段差解消に伴う付帯工事」として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったため、蛇口位置を変更する。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合、浴槽をかさ上げるなどの工事。 ③②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修または取替えの工事。	いずれも対象となります。
25	16	段差の解消 トイレ出入口等の沓ずり(敷居)を撤去する段差解消工事を行った場合、扉と床との間に隙間が生じるが、この隙間をなくするためにドアの一部を補修する(継ぎ足し)費用は住宅改修の付帯工事として認められるか。 例えば、この段差解消工事に併せて扉を引き戸に変更する場合は「引き戸等への扉の取替え」として給付の対象となるが、住宅の形状により引き戸への変更が不可能である場合、既存の扉を利用した補修工事を認めることが適当であると思われる。	段差解消工事の付帯工事として支給対象となります。
26	17	段差の解消 風呂やトイレが屋外にある場合、そこまでの段差解消や手すりの設置は対象となるか。	風呂、トイレが屋外にある家であれば、対象となります。
27	18	段差の解消 下肢筋力低下のため、玄関から道路に至る既存の通路の傾斜がきつく感じようになり、通行が困難になってきた。玄関から庭を横切って道路に至る傾斜の緩やかな通路を新設する工事は対象となるか。	通路の新設は対象外となります。 なお、通路の傾斜は一般的には段差とは言えないものと考えられます。
28	19	段差の解消 母屋と風呂場のある離れが屋根でつながっている場合、2つの建物の間に渡り廊下と手すりを設置する工事(屋根はつながっているため新設しない)は、住宅改修の段差解消及び手すりの取付けとして対象となるか。	対象となります。この場合の渡り廊下の設置は床段差の解消と考えられます。
29	20	段差の解消 母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、2つの建物の間に屋根と渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差解消および手すりの取付け並びにこれらに付帯する工事として対象となるか。	①屋根・・・付帯工事とは言えないので対象外。側壁も対象外となります。 ②渡り廊下・・・「段差の解消」に当たるのであれば対象となります。 ③手すり・・・対象となります。

住宅改修に係るQ & A

	No.	区分	質問	回答
30	21	段差の解消	玄関から道路までの通路の段差解消や手すりの設置は、支給対象となるか。	対象となります。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。
31	22	段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は、対象となるか。	玄関の上がり框への式台の設置等と同様に、「段差の解消」として支給対象となります。
32	23	段差の解消	洗濯物を干すためにベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは支給対象となるか。	生活動線を支援するものであり、対象となります。
33	24	段差の解消	洗濯物を干すために庭に下りる際に転落する可能性があるため、ステップ付のウッドデッキを作成し段差解消する場合は、給付の対象となるか。	ベランダの増設に該当するため、対象外となります。
34	1	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取替える住宅改修は、支給対象となるか。	老朽化や物理的、化学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば対象外となります。
35	2	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は対象となるか。	住宅改修告示の項目に無いことから、支給対象となりません。
36	3	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	階段にノンスリップを付ける工事はすべり防止として対象となるか。	必要性が認められる場合は対象となります。 その場合、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性のあるため、工事にあたっては十分に注意してください。
37	4	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	転倒防止のためゴム製の床材を廊下に貼り付けた場合、対象となるか。	強力な接着剤等で貼り付けるのであれば対象となります。
38	5	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	階段に滑り止めのゴムを付けることは対象となるか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」にあたり、対象となります。
39	6	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	滑り防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、対象となるか。	床材の変更として住宅改修の対象となります。
40	7	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	滑り止めの塗料を塗布することで滑りにくくするという改修は、対象となるか。	対象となります。 しかし、同一箇所に再度、同一の工事をする場合は対象外となります。塗料の耐久年数を確認し、施工すべきか判断してください。
41	8	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くことは、「床材の変更」になるか。	浴室の滑り止めマットについては、固定してもしなくても住宅改修の対象になりません。 福祉用具購入の対象にもなりませんが、滑り止めマットではなく、段差解消のための「浴室内のこ」に滑り止め機能が付いているのであれば、福祉用具購入の対象になる場合もあります。
42	9	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	工事や取付け作業を要さず（床への張り付けや釘止めも不要）、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、対象にならないか。	床に置くだけであれば、住宅改修にも福祉用具の購入にも該当しません。
43	10	滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更	フローリングから畳へ床材を変更する場合は、支給対象となるか。	床材の滑りにくいものへの変更を想定しているため、畳への変更は対象外となります。
44	1	引き戸等への扉の取替え	門扉の取替えは、対象となるか。	外出の際の動線にあつて、身体的な改善のための理由であれば、引き戸以外の門扉を引き戸に改修する場合、対象となります。 身体状況により工事が必要である理由を詳しく理由書に記載してください。
45	2	引き戸等への扉の取替え	雨戸の取替えは、対象となるか。	門扉と同様、被保険者の生活動線にあつて身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。 ただし、朝晩に単に雨戸を開け閉めするだけという理由では対象外となります。工事が必要な理由を詳しく理由書に記載してください。
46	3	引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合でも、被保険者の身体の状況にあわせて性能が変われば、対象となります。 具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合などが考えられます。
47	4	引き戸等への扉の取替え	車いす利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは、住宅改修の対象としてよいか。また、引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なか。	被保険者の身体状況に基づいた理由であれば対象となります。 身体状況により工事が必要である理由を詳しく理由書に記載してください。
48	5	引き戸等への扉の取替え	車いすで通行するために、台所の入り口の扉を取り除く工事費について、対象とできるか。	撤去のみで新たに扉を設置しない場合は、扉の取替えにあたらなため、対象外となります。
49	6	引き戸等への扉の取替え	扉に付属する敷居を段差解消のため取り替えることに伴い、今ある扉を別のものに新調しなければならぬ場合、扉の費用は給付対象となるか。	付帯する工事として対象となります。

住宅改修に係るQ & A

No.	区分	質問	回答	
50	7	引き戸等への扉の取替え	ドアノブを変更するために、扉ごと取替えした場合、（開き戸から開き戸への変更）支給対象としてよいか。	ドアノブのみが対象となります。
51	8	引き戸等への扉の取替え	扉の取替えによって照明スイッチが扉で隠れるが、スイッチの移設は付帯工事として認められるか。	付帯する工事として対象となります。
52	1	引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え	住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は対象になるか。	これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為である事から対象となります。
53	2	洋式便器等への便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除いて対象となることになっているが、どの程度の工事が給付対象となるか。	非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する際は便器本体工事とともに水洗化の工事が行われますが、このような場合、水洗化の工事は対象外となります。 便器の取替えに付帯する給排水設備工事として想定しているのは、すでに水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、給水管の長さや位置を変える工事となります。
54	3	洋式便器等への便器の取替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便器の高さが高い洋式便器に取り替える工事 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①・・・対象となります。 ②・・・既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば対象となりますが、質問のように利用者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして支給対象となります。 ③・・・住宅改修ではなく、「腰掛便座」（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の対象となります。
55	4	洋式便器等への便器の取替え	要介護者に適した高さの便器に取り替えるという適切な理由があれば、支給対象とすることが可能であるが、その新旧の便器の高さの差はどのくらい必要か。またその取替えにあたって、特殊便器（高さ約41センチ）ではなく、標準便器（高さ約37センチ）に取り替える場合でも対象としてよいか。	被保険者の身体状況に基づいた理由であれば対象となります。 身体状況により工事が必要である理由を詳しく理由書に記載してください。
56	5	洋式便器等への便器の取替え	身体状況により、現在使用している洋式便器の便座に座ることが難しいため、洋式便器の向きを変更する場合、支給対象となるか。	対象となります。 ただし、向きを変えることに伴いトイレを拡張する工事については対象外となります。
57	6	洋式便器等への便器の取替え	現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は支給対象となるか。	和式便器を撤去し、洋式便器のみ使用する場合は、和式便器のトイレの撤去・処分、洋式便器の設置費用のみ対象となります。 ただし、既存の和式便器はそのまま家族が利用し、追加で洋式便器を設置する場合などは、便器の取替えにあたらなため対象外となります。
58	7	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは、支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取付ける場合にあつては、支給対象とする。ただし、コンセント設置等の電気工事は対象外とする。
59	8	洋式便器等への便器の取替え	既存の洋式便器の便座を洗浄機能等が付加された便器に取り替えた場合、対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためであるので、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、住宅改修の対象外となります。
60	9	洋式便器等への便器の取替え	現在洋式便座を使用している者が、ウォシュレット機能の付いている便座に交換することは可能か。ウォシュレット機能を使用することにより自力で排泄行為を終了することができることから、必要な機能と考えられるかいかか。	対象外となります。
61	10	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は対象となるか。	付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレ設置費用は対象外となります。
62	1	その他	支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である要介護被保険者であることとされているが、実際に代金を支払うものが家族、親戚等である（被保険者本人に支払能力が無い、あるいは1割の自己負担分程度しか持ち合わせが無い）場合、現実の支払者あての領収書をもって代えることはできるか。	住宅改修は、介護保険法に基づき被保険者に給付されるものであるため、被保険者名の領収書が必要となります。
63	2	その他	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	黒板や紙等に日付を記入して写真に写しこむようにし、必ず撮影日がわかるようにしてください。 写真の上に手書きで加筆したもの、日付がない場合には再提出を求めます。
64	3	その他	改修中に被保険者が死亡した場合はどうなるか。	工事着工時に存命で死亡時に完成している部分までは、対象となります。
65	4	その他	被保険者が死亡して本人が申請書を提出できない場合、具体的な取り扱いはどうすればよいか。	相続人が申請者となって支給申請してください。
66	5	その他	被保険者が入院・入所中の場合も申請可能か。	入院・退院の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障がでると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。 ただし、退院・退所しないことになった場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなりますので、その旨を事前に被保険者に説明してください。
67	6	その他	改修中に被保険者が入院した場合はどうするべきか。	着工後に、容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は、被保険者が入院するまでに完成した部分まで対象となります。

住宅改修に係るQ & A

No.	区分	質問	回答	
68	7	その他	住宅改修の着工日時点では要介護(支援)認定されていたが、その後更新申請をし「非該当」と認定された。住宅改修の工事完了及び申請時点では「非該当」である場合、保険給付を行うことができるか。	入院時、死亡時の取り扱いの考え方と同様に、要介護認定の有効期限日までに工事が完了した部分の経費が対象となる。
69	8	その他	新規申請者の要介護認定が「自立」となった場合はどうなるか。	要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、支給申請は認定結果が出てからとなります。ただし、認定結果が自立の場合は、住宅改修費の支給を受けることができなくなります。その旨を被保険者に説明するようにしてください。
70	9	その他	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象です。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。
71	10	その他	A町の被保険者(要介護1)が、3年前からA町に住民票を残したままB市の娘の家に居住しており、当該被保険者からA町に、娘の家の住宅改修の申請の相談があった。Q. 79の「一時的に身を寄せている住宅の改修」から判断して、対象にならないと解釈してよいか。	介護保険証の住所においてのみ、住宅改修の対象となる。したがって、この場合は対象外となります。
72	11	その他	認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者(入所者)で、介護保険証の住所地が自宅にある場合、年末年始等の一時帰宅を目的として、自宅の段差解消等の住宅改修を行うことは可能か。	介護保険給付上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、支給対象外となります。
73	12	その他	ショートステイを長期利用して自宅には月に数日戻る場合、自宅に戻った時のために住宅改修工事を行うことはできるか。	ショートステイ利用中であっても在宅扱いとなるため制度上住宅改修は可能ですが、月に数日のみ自宅に戻る場合は生活の拠点がショートステイにあると考えられます。事前申請の前に住宅改修工事の必要性について市に相談してください。
74	13	その他	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となることがあります。
75	14	その他	賃貸住宅の場合、退去時に原状回復するための費用は対象となるか。	対象外となります。
76	15	その他	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は対象外となります。
77	16	その他	新築や増築時における手すり設置等の住宅改修費は支給対象とできないのか。	対象外となります。
78	17	その他	新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、対象となるか。	手すり等が必要な身体状況であるなら、新築時に設置すべきと考えるが、入居後に手すり等が必要となった場合は、支給対象となります。
79	18	その他	同一世帯に二人(夫婦)の被保険者が係る住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならぬと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取替え(和式から洋式)は妻(要介護1)、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫(要支援)というように、各々の必要度に応じて工事を設定することは可能か。	重複しなければ可能です。
80	19	その他	住宅改修申請の効力は2年間であるが、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日か。	支払日(=領収日)とする。
81	20	その他	住宅改修の諸経費として対象となるものはなにか。	諸経費として含むことができる費用は、運搬費、搬入費、持込残材処分費、養生費、仮設関係費、消耗品費、交通費、燃料費、通信費、設計料、積算費用、申請手数料、事務所経費等です。 なお、諸経費は原則として工事費の10%以内とします。(改修金額が支給上限額を超える場合は、支給上限額の残額の10%以内とし、超えた場合は自費となります。)